

LEADBRAIN TIMES

[SEPTEMBER 2021]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 016

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレイン「業務改善助成金」
活用事例とQ&A雇用調整助成金等の
要件緩和について労災が起きたとき
のために知っておく
べきこと

MONTHLY FAVORITE

今月のお気に入り飲食店
サンドイッチとプリンのお店
TOMOJI

今月のごあいさつ

激変環境と共存する

リードブレイン代表・皆川知幸

みなさま【VUCA(ブーカ)】という言葉をご存じでしょうか？もともと新型コロナの発生以前から新時代を表すキーワードとして使われ始めていたのがVUCAというキーワードで、これは現代の経営環境の特徴を表します。具体的には、

- ・Volatility(変動制)
- ・Uncertainty(不確実性)
- ・Complexity(複雑性)
- ・Ambiguity(曖昧性)

の4つのキーワードの頭文字を取ったもので、一言でいうと、「将来の予測が困難な時代」ということです。

言うまでもなく、新型コロナの感染拡大は我々の環境を激変させ、経営者は様々な変化を迫られております。経営者の皆様は一体いつコロナ禍以前の状態に戻るのか？いつコロナは収束するのか？ということに想いを馳せているかたもいらっしゃるかと思いますが、そもそも、どれだけコロナ以前の世界に戻るのかを考えると自体無駄になってきていると感じます。7割経済とい

う言葉もあり、7割しか戻らないと分析している専門家もおりますが、個人的には7割の根拠も疑念を感じます。そもそも規模的に比較しても意味がないのでは？と。

本音を言えば、経営者の皆様は、このコロナ禍においては、外部環境を理由にいろいろな言い訳をしたくなるこの2年ではないでしょうか。ただ、そもそも「環境の急変」が起きない時代はこれからのどのくらいあるのでしょうか？

VUCAというキーワードが指し示すように、温暖化による天候急変など、今後も新型コロナのような、世の中の在り方を大きく変える出来事が発生する可能性が高いことが容易に予想されます。その度に外部環境のせいにしてもキリがなくなります。そして、それによって経営が厳しくなったとしても誰も助けてくれないのは周知の事実です。だからこそ我々はこのVUCAの時代を生き抜くために、この新型コロナの影響をうまく利用して、コロナと共存しながら経営していく術を身につけていけばより強い会社となるのではないのでしょうか！

令和3年度 / 「業務改善助成金」活用事例とQ&A

助成金

最大600万円

生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。詳しい制度内容については前月号をご覧ください！

賃金の引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

業務改善助成金の活用事例

▼ 活用事例 1

導入前

手作業で食器を洗浄して、時間を要していた...



導入後

食器洗浄機の導入により、手作業の時と比べ、洗い、すすぎ、拭き上げの3工程をすべて自動で行え、労働能率の増進を図れた。作業効率が上がったことにより従業員の賃金の引き上げも実施した。

食品洗浄機の導入で時間を有効活用

+ 賃金の引上げも実施



▼ 活用事例 2

導入前

メニュー考案に時間を取りたいが、食品のロス削減への対応に追われ時間がとられていた...



導入後

真空包装機を使うことで、鮮度よく保存が可能になり都度メニュー考案をする必要がなくなり、抜本的なメニュー・サービス開発に集中できるようになった。また、従業員の賃金の引上げも実施した。

真空包装機の導入で時間を有効活用

+ 賃金の引上げも実施



設備投資等に要した費用の一部を助成

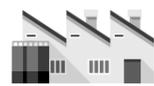
※助成率や助成額は引き上げる金額や人数等によって変わります。詳細は前月号をご覧ください。

※いずれも生産性の向上に資する設備投資

他参考事例



すしロボット (飲食業)



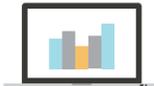
新型裁断機 (印刷業・食料品製造業)



オートシャンプー (美容業)



貨物自動車



パソコン タブレット



経営コンサルティング経費

業務改善助成金に関するよくあるQ&A

Q 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。これは設備投資等として助成対象になりますか？

A 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に役立つと認められる場合は、助成対象となります。

Q 賃金引上げの対象の従業員は誰ですか？



A 本助成金の賃金引上げ対象者は「雇入れ後3か月を経過した労働者」です。

Q タブレットやスマートフォンは対象になりますか？

A 令和3年8月の特例的な緩和により、パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器対象になりました。※要件を満たす場合に限りです。



Q 新規事業場での設備投資は対象になりますか？

A 新規事業場において既に業務が行われ、当該業務が設備投資等によって生産性の向上、労働能率の増進に役立つことが確認できれば助成対象となります。



Q 事業場内最低賃金等はどのように計算するのですか？

▼ 日給の場合

日給額を1日の働く時間数で割って算出

日給8,000円
1日8時間
の労働者の場合

最低賃金
1,000円

▼ 月給の場合

月給額を1日の働く時間数で割って算出

月給250,000円
1ヵ月173時間
の労働者の場合

最低賃金
1,445円

Q 申請する事業者は申請要件である「事業場内最賃と地域別最賃の差額が30円以内」と「事業規模100人以下」両方満たす必要がありますか？差額が30円を超える場合は申請できませんか？

A 両方を満たす必要があります。また差額が30円を超える場合は申請できませんが、地域別最賃の改定によって差額が縮まり30円以下になった場合は申請可能です。



Q すでに導入した設備投資等は対象になりますか？

A 設備投資等を行う、すなわち導入機器等の納品は、交付決定後でなければならず、交付決定前に納品された場合は助成を受けることが出来ません。

令和3年度の申請締切
令和4年1月31日

生産性の向上に役立つ設備投資等をお考えの方は、申請要件を満たしているかどうかも含め、お気軽にお問い合わせください！



助成金申請サポートサービス

複雑で手間のかかる助成金申請を、受給可否や受給可能額の診断から、就業規則の作成・改訂、書類の作成・申請までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください！TEL 03-5835-2806

WEBお問合せフォーム



最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

助成金

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給します。



対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、

小規模の休業 (1/40未満)

も対象となります。



例：10人規模の中小企業が、20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った

4人日(休業) / 200人日(10人×20日)

||

1/50 < 休業企業規模(1/40)

① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。)であること。

② 事業場内最低賃金(当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。)を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。



※ 令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※ 就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※ 同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※ 当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

✓ 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。

✓ 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。(教育訓練や出向は対象になりません。)

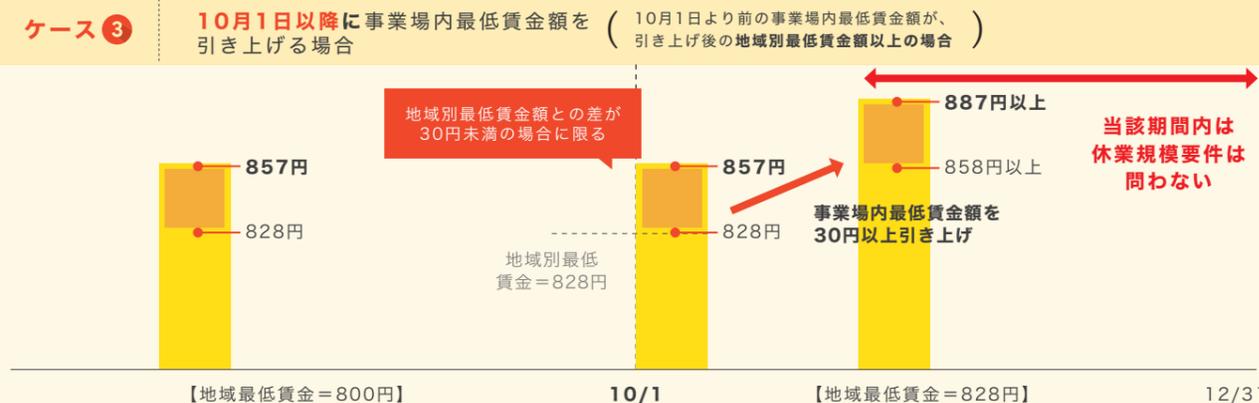
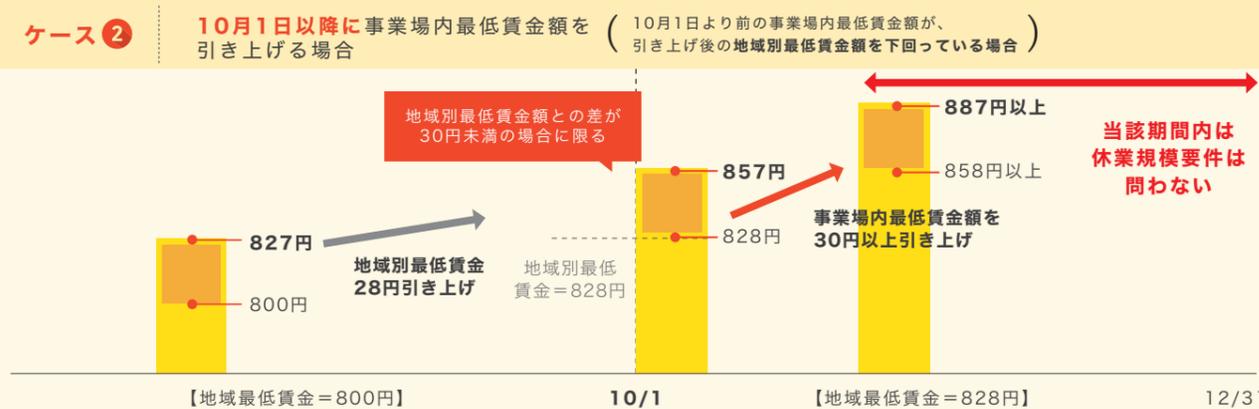
✓ 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等について8月中にお知らせします。

✓ 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。



要件緩和の対象となるケースのイメージ

前提条件: ✓ 引上げ前の地域別最低賃金が800円 ✓ 地域別最低賃金の引上げ額が28円 ✓ 地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合



助成金申請サポートサービス

複雑で手間のかかる助成金申請を、受給可否や受給可能額の診断から、就業規則の作成・改訂、書類の作成・申請までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください！TEL 03-5835-2806

WEBお問合せフォーム



労災が起きたときのために 知っておくべきこと



労災が起きた時、どのような対応をすればいいか把握していますか？いざという時のために、あらかじめチェックして、現場の店長や従業員に伝えておきましょう！

労災が起きた時の対応と流れ

1 現場の従業員が職務中に怪我を負ってしまう



2 会社の近くの労災指定病院を確認しておく

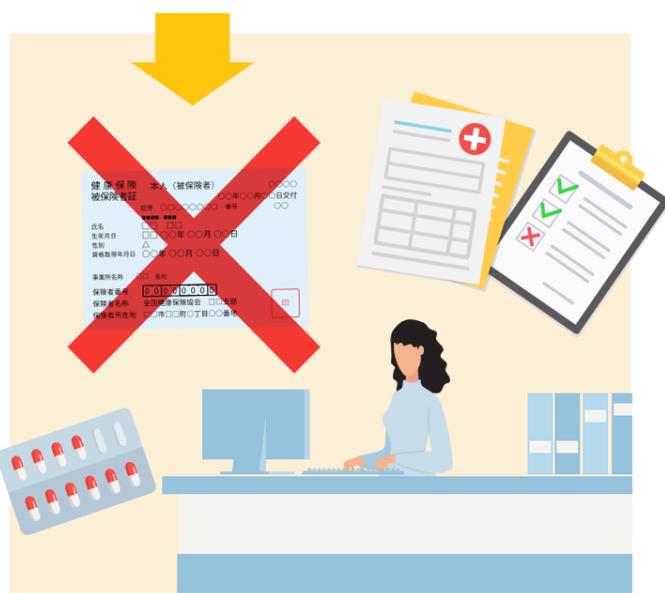
厚生労働省のサイト: rousai-kensaku.mhlw.go.jp

厚生労働省 労災保険指定医療機関検索

病院には、労災指定の病院と、労災指定ではない病院があります。労災が起きたらすぐ労災指定病院の受診を案内できるように、事前に会社や支店の近くにある労災指定病院を確認しておきましょう。労災指定病院は右のQRコード(厚生労働省のサイト)から検索できます。

いざという時のために事前に確認しよう！

3 労災指定病院の窓口で「労災」と伝え、健康保険証は使わない



病院を受診するときは、窓口で必ず「労災」と伝えて、健康保険証は使わないよう従業員に伝えましょう。労災指定病院を受診しても、健康保険証を使ってしまうと労災保険ではなく健康保険で処理されてしまいます。

健康保険証は使わない！

③ 労災の申請書類の作成・提出が必要

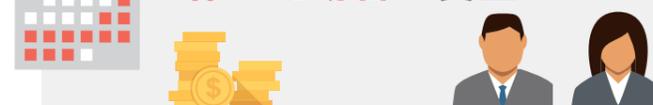
労災保険の給付を受けるには申請書類の提出が必要です。労災指定病院を受診した場合は、作成した申請書類を本人から病院の窓口へ提出してもらいます。提出することで、病院と労基署で直接費用のやり取りをしてくれます。

指定外の病院を受診した場合は、申請書類に医師から証明を受けた上で、病院の領収書と一緒に労基署へ提出します。労基署での審査完了後、指定した本人の口座に医療費が振り込まれます。

▼ 申請書類の作成に必要な情報 (書類には主に以下の情報の記入が必要です↓)



労災で従業員が休んだ場合の賃金



労災によるけがや病気で従業員が会社を休んだ場合、要件を満たしていれば、**休業の4日目から労災保険の休業補償給付(休業給付)を受けることができます。**最初の3日間は待期間となっていて、休業補償給付(休業給付)を受けることができません。業務災害による休業の場合は、この3日間の賃金を会社が補償する義務があり、平均賃金の60%以上を支給しなければなりません。通勤災害の場合は、会社の補償義務はありません。

労働保険・社会保険 手続きサービス

面倒な労働保険・社会保険各種手続きを一括受任します。電子申請対応事務所なので、手間のかかる署名・捺印業務が大幅軽減できます。公文書等のやり取りも電子申請又はクラウド対応なのでスピーディーに対応できます。

アドバイザリー顧問契約のお客さまのみ対象

労働保険関連手続き報酬 (※1件につき)
1,100~5,500 円 (税込)

各サービスの詳細は別紙参照、もしくはお問い合わせください。

LB広報部チョイスの
今月のお気に入り店



今月の担当: C.I

サンドイッチとプリンのお店 TOMOJI

見た目も楽しめる 5層のサンドイッチ

食事にもスイーツにも最適、オリジナルサンドイッチと自家製プリンのお店

群馬県にある彩り鮮やかなサンドイッチと自家製プリンを楽しめるお店。ピンクと黄色のポップな外観の中には数十種類のサンドイッチが並ぶショーケースが。たくさんの野菜やお肉を使ったサンドイッチから、旬なフルーツを使用したフルーツサンドがあり、厳選するのが難しかったです。5層のサンドイッチだからこそのボリュームと、断面はかなりインパクトがあります。また店名のTOMOJIというのはおじいさんのお名前



だそうで、そのおじいさんのイラストが描かれた自家製プリンは濃厚でとてもおいしかったです。店舗は高崎店と前橋店の2店舗あり、最近ではお惣菜やかき氷の販売もしているみたいです。平日でも早めに売り切れることもあるみたいなので、午前中に訪れるのがおすすめです！公式インスタグラムでは新作情報やイベント情報を随時更新しているので、訪れる際はこちらも要チェックです。

サンドイッチとプリンのお店 TOMOJI

高崎店 住所:群馬県高崎市真町67-2 TEL:027-333-7210

前橋店 住所:群馬県前橋市天川大島町3-36-5 TEL:027-257-2501

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

リードブレイン 社会保険労務士法人 設立のお知らせ

社名 リードブレイン社会保険労務士法人
設立日 2021年8月2日
所在地 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-11
岩本町T・Iビル8階
電話番号 03-5835-2806

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、令和3年8月2日付けでリードブレイン社会保険労務士事務所を法人化し、「リードブレイン社会保険労務士法人」として、新たにスタートする運びとなりましたのでご案内申し上げます。

これを機に、さらなる飛躍と事業の拡大をはかるよう努める所存です。より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士法人
リードブレイン行政書士法人

LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

TOKYO OFFICE 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・Iビル 8階
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845